

事 務 連 絡  
令 和 3 年 9 月 1 0 日

各都道府県バス協会 御中

公益社団法人日本バス協会  
企 画 労 務 部

雇用調整助成金における歩合給（出来高払）の見解について（周知依頼）

平素より当協会の活動に格別のご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、8月24日に「歩合給がある場合の雇用調整助成金の助成額算定方法の変更」について周知させていただいたところですが、今回変更の対象となる給与に歩合給（出来高払）制が含まれている労働者を休業等させた場合について、「歩合給」に該当する手当の考え方が厚生労働省のホームページに示されましたので連絡させていただきます。（別添参照）

厚生労働省の見解としては、「雇用調整助成金における歩合給とは、労働者の裁量の結果における「成果（売上）」により支給され、かつ「成果の多寡」により額が変動するものを想定している。具体的には、売上に応じて支給額が変動するものを指す。なお、手当の名称で判断することは困難なため、上述により支払われている手当か否かにより、個別に判断することになります。」とのことです。

これによると、成果（売上）に応じて給与支給額が変動しないバス乗務員の乗務手当やキロ手当、基本給に上乗せして支給する手当等については、原則、今回の変更の対象となる歩合給（出来高払）制に該当しないということになりますが、手当の名称だけで判断することは困難なため、ハローワーク等の窓口にて個別に判断を要するケースもあり得るとのことです。

また、厚生労働省から都道府県労働局（ハローワークを含む）へ本見解を周知していると伺っています。必要に応じて本事務連絡をご活用いただければ幸いです。

このことにつきまして、貴協会にてご了知いただくとともに、貴協会傘下バス事業者へご周知いただきますようお願いいたします。

担当：企画・労務部 田知花  
電話：03-3216-4015